手洗いチェッカー貸出要領

(趣旨)

第1 この要領は、感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2 手洗いチェッカーの貸出対象者は、宮城県仙南保健所管内に住所または事業所等を 有し、インフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症を予防するための学習会等を行う団体 (以下「利用者」という。)とする。

(貸出台数)

第3 手洗いチェッカーの貸出台数は、原則として1回につきスタンド型2台まで、懐中電 灯型2台までとする。

(手続)

- 第4 手洗いチェッカーの貸出を受けようとする利用者は、手洗いチェッカー利用申請書 (様式1)により、利用日の1週間前までに宮城県仙南保健所長(以下「所長」という。) に申請しなければならない。
- 2 所長は申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出を許可し、その旨を利用者に連絡する。

(貸出期間)

第5 貸出期間は、原則として利用日及び利用日の前後1日間を含む3日間とする。

(目的外利用の禁止等)

第6 手洗いチェッカーの貸出を受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

- 第7 所長は、第4第2項の許可に当たり、次に掲げる事項の一つ以上に該当する場合は、 手洗いチェッカーの貸出を許可しないものとする。
 - (1) 保健所の事業に支障があるとき。
 - (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき。
 - (3) 公序良俗その他公共の福祉に反するとき。
 - (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(利用者の責任)

- 第8 利用者は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。
- 2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、利用者の責任において行わなければな らない。
- 3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形 に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、所長が特別の事情があると 認めるときは、この限りではない。

(手洗いチェッカーの返納)

第9 利用者は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー利 用報告書(様式2)とともに返納し、破損等の異常の有無について所長の確認を受けなけ ればならない。

附 則 この要領は、令和5年10月5日から施行する。